

## 議案第 34 号

### 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日付けで北播磨清掃事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

### 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。